

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価格を取得価格の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額(1円)まで償却する。

イ 平成19年4月1日以後に取得したもの

残存価格を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価格から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。

②無形固定資産

残存価格を0円とした定額法。

③リース資産

該当なし。

(2) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

全国社会福祉団体職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) リース取引

取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリースは、引き続き通常の賃貸借処理による。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度(確定給付制度)に加入している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

①当法人では、収益事業については実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①法人運営事業拠点区分:法人運営事業(本所)・法人運営事業(鷺敷)・法人運営事業(相生)・法人運営事業(上那賀)
法人運営事業(木沢)・法人運営事業(木頭)

②地域福祉推進事業拠点区分:地域福祉推進事業(本所)・地域福祉推進事業(鷺敷)・地域福祉推進事業(相生)
地域福祉推進事業(上那賀)・地域福祉推進事業(木沢)・地域福祉推進事業(木頭)

③ボランティアセンター事業拠点区分:ボランティアセンター事業(本所)・ボランティアセンター事業(鷺敷)・ボランティアセンター事業(相生)・ボランティアセンター事業(上那賀)・ボランティアセンター事業(木沢)・ボランティアセンター事業(木頭)

④共同募金配分金事業拠点区分:共同募金配分金事業(本所)・共同募金配分金事業(鷺敷)・共同募金配分金事業(相生)・共同募金配分金事業(上那賀)・共同募金配分金事業(木沢)・共同募金配分金事業(木頭)

- ⑤障害者福祉サービス事業拠点区分:障害福祉サービス事業(本所)
- ⑥訪問介護事業拠点区分:訪問介護事業(本所)
- ⑦通所介護事業拠点区分:通所介護事業(木沢)
- ⑧居宅介護支援事業拠点区分:居宅介護支援事業(鶯敷)・居宅介護支援事業(木沢)
- ⑨生活支援体制整備事業拠点区分:生活支援体制整備事業(本所)
- ⑩ご近助サポーター事業拠点区分:ご近助サポーター事業(本所)
- ⑪在宅老人福祉事業拠点区分:軽度生活援助事業(本所)・生きがいと健康づくり推進事業(本所)
- ⑫地方創生推進交付金事業拠点区分:地方創生推進交付金事業(本所)
- ⑬日常生活自立支援事業拠点区分:日常生活自立支援事業(本所)
- ⑭生活困窮者自立支援事業拠点区分:生活困窮者自立支援事業(本所)
- ⑮生活福祉資金貸付事業拠点区分:生活福祉資金貸付事業(本所)
- ⑯福祉基金事業拠点区分:善意銀行事業(本所)
- ⑰シルバー人材センター事業拠点区分:シルバー人材センター事業(鶯敷)
- ⑱過疎地有償運送事業拠点区分:過疎地有償運送事業(木沢)
- ⑲法人後見事業拠点区分:法人後見事業(本所)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

8. 担保に供している資産

該当なし。

9. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	648,000	59,616	588,384
車両運搬具	43,666,892	33,289,317	10,377,575
器具及び備品	3,694,139	2,865,997	828,142
合 計	48,078,741	36,284,640	11,794,101

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,846,913	0	3,846,913

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（法人運営事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価格を取得価格の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額(1円)まで償却する。

イ 平成19年4月1日以後に取得したもの

残存価格を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価格から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。

(2) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

全国社会福祉団体職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) リース取引

取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリースは、引き続き通常の賃貸借処理による。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度(確定給付制度)に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 法人運営事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

①法人運営事業拠点区分:法人運営事業(本所)・法人運営事業(鷺敷)・法人運営事業(相生)・法人運営事業(上那賀)
法人運営事業(木沢)・法人運営事業(木頭)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	648,000	59,616	588,384
車両運搬具	38,842,852	28,540,258	10,302,594
器具及び備品	2,342,954	2,296,100	46,854
合計	41,903,516	30,965,684	10,937,832

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	204,755	0	204,755

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（地域福祉推進事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 地域福祉事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

① 地域福祉推進事業拠点区分: 地域福祉推進事業(本所)・地域福祉推進事業(鷺敷)・地域福祉推進事業(相生)

地域福祉推進事業(上那賀)・地域福祉推進事業(木沢)・地域福祉推進事業(木頭)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（ボランティアセンター事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) ボランティアセンター事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

① ボランティアセンター事業拠点区分: ボランティアセンター事業(本所)・ボランティアセンター事業(鶯敷)・ボランティアセンター事業(相生)・ボランティアセンター事業(上那賀)・ボランティアセンター事業(木沢)・ボランティアセンター事業(木頭)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（共同募金配分金事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 共同募金配分金事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

① 共同募金配分金事業拠点区分: 共同募金配分金事業(本所)・共同募金配分金事業(鷺敷)・共同募金配分金事業(相生)・共同募金配分金事業(上那賀)・共同募金配分金事業(木沢)・共同募金配分金事業(木頭)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（障害者福祉サービス事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

- (1) 障害者福祉サービス事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

①障害者福祉サービス事業拠点区分: 障害福祉サービス事業(本所)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	145, 800	36, 450	109, 350
合 計	145, 800	36, 450	109, 350

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	528, 460	0	528, 460

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（訪問介護事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価格を取得価格の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額(1円)まで償却する。

イ 平成19年4月1日以後に取得したもの

残存価格を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価格から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。

(2) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

全国社会福祉団体職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) リース取引

取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリースは、引き続き通常の賃貸借処理による。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度(確定給付制度)に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 訪問介護事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

①訪問介護事業拠点区分:訪問介護事業(本所)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	4,055,040	3,995,439	59,601
合計	4,055,040	3,995,439	59,601

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1, 693, 333	0	1, 693, 333

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（通所介護事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価格を取得価格の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額(1円)まで償却する。

イ 平成19年4月1日以後に取得したもの

残存価格を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価格から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。

(2) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

全国社会福祉団体職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) リース取引

取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリースは、引き続き通常の賃貸借処理による。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度(確定給付制度)に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 通所介護事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

①通所介護事業拠点区分:通所介護事業(木沢)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	531,165	407,828	123,337
合計	531,165	407,828	123,337

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	21,000	0	21,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（居宅介護支援事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

全国社会福祉団体職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

(2) リース取引

取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリースは、引き続き通常の賃貸借処理による。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度（確定給付制度）に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 居宅介護支援事業の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

① 居宅介護支援事業拠点区分：居宅介護支援事業（驚敷）・居宅介護支援事業（木沢）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	848,920	0	848,920

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（生活支援体制整備事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

全国社会福祉団体職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

(2) リース取引

取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリースは、引き続き通常の賃貸借処理による。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度（確定給付制度）に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 生活支援体制整備事業の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

① 生活支援体制整備事業拠点区分：生活支援体制整備事業（本所）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（ご近助サポーター事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

全国社会福祉団体職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

(2) リース取引

取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリースは、引き続き通常の賃貸借処理による。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 生活支援体制整備事業の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

① ご近助サポーター事業拠点区分：ご近助サポーター事業（本所）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位：円)

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	15,000	0	15,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（在宅老人福祉事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 在宅老人福祉事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

①在宅老人福祉事業拠点区分:軽度生活援助事業(本所)・生きがいと健康づくり推進事業(本所)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（地方創生推進交付金事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

全国社会福祉団体職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

(2) リース取引

取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリースは、引き続き通常の賃貸借処理による。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 生活支援体制整備事業の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

① 地方創生推進交付金事業拠点区分：フレイル予防事業（本所）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（日常生活自立支援事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1)リース取引

取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリースは、引き続き通常の賃貸借処理による。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1)日常生活自立支援事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2)拠点区分におけるサービス区分の内容

①日常生活自立支援事業拠点区分:日常生活自立支援事業(本所)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	12,500	0	12,500

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（生活困窮者自立支援事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1)リース取引

取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリースは、引き続き通常の賃貸借処理による。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1)生活困窮者自立支援事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2)拠点区分におけるサービス区分の内容

生活困窮者自立支援事業拠点区分:生活困窮者自立支援事業(本所)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（生活福祉資金貸付事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 生活福祉資金貸付事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

生活福祉資金貸付事業拠点区分：生活福祉資金貸付事業(本所)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（福祉基金事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 福祉基金事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

福祉基金事業拠点区分: 善意銀行事業(本所)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（シルバー人材センター事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価格を取得価格の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額(1円)まで償却する。

イ 平成19年4月1日以後に取得したもの

残存価格を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価格から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。

(2)リース取引

取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンスリースは、引き続き通常の賃貸借処理による。

(3)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1)シルバー人材センター事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2)拠点区分におけるサービス区分の内容

シルバー人材センター事業拠点区分:シルバー人材センター事業(驚敷)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	769,000	753,620	15,380
器具及び備品	641,000	92,399	548,601
合計	1,410,000	846,019	563,981

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	500,325	0	500,325

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（過疎地有償運送事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 過疎地有償運送事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

過疎地有償運送事業拠点区分:過疎地有償運送事業(木沢)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	22,620	0	22,620

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（法人後見事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

該当なし。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている。

(1) 法人後見事業の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容

法人後見事業拠点区分: 法人後見事業(本所)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。